

今後の日程

(5月)

- 9 拡大県委員会・生活福祉運動部会議 (同和企業センター)
- 11 第23回ランチタイムデモ (和歌山市役所～京橋プロムナード)
- 12～15 復帰44年5・15沖縄平和行進 (東コース)
- 13～15 第61回全国女性集会 (長崎市)
- 22 狭山ピラ統一行動
- 23 部落解放・人権政策確立要求 第1次中央集会 (東京) 和歌山人権研究所第3回総会・第14回記念講演会 (プラザホープ)
- 24 狭山事件の再審を求める市民集会 (東京)
- 25 狭山現地調査 (狭山市)
- 28 第40回女性部定期大会 (同和企業センター) 映画「徘徊 ママリン 87歳の夏」 (メディアアート)
- 29 第37回青年部定期大会 (同和企業センター)

◆各支部大会

- 12 橋本 19 岩出
- 14 湯浅青年部 20 鳴神 / 新宮女性部
- 16 新宮 28 善明寺 / 善明寺女性部

障害者差別解消法が施行されました

今年4月から障害者差別解消法(以下「解消法」)がスタートした。「なにか変わったのか」と当事者の声を聞くが、本人が実感できないというものは、なにも変わっていないのである。「解消法」の第一条をみると「基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」とし、さらに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や行政機関及び事業者の差別を解消するための処置等を定めること」とある。つまり、観念的な話ではなく、行政に具体的な施策を求めているのだ。しかし、現実には具体的な施策は確立されていないのである。

「法」が成立してから施行されるまで、各省庁で具体策が検討されてきたが、だされたものは対応要領と相談活動である。これらの必要性を否定しないが、問題は障害者の生活のあらゆる場面で存在する「社会的障壁」と表現されている「差別(心理と実態)」である。昨年の県交渉でもこのことが大きな議論になった。

もう一つの重要な課題は、「インクルーシブ教育」で、簡単にいうと「自分の意思で、自分の生まれ育った地域の学校にいける」ということだ。しかし「本人の意思を尊重しながら、本人の能力や希望に応じた教育の保障を」ということで、結果として障害をもつ多くの子どもたちが、地域の学校から「排除」され特別支援学校へ「隔離」されている。「決定は本人や保護者」と言いつつも「特別支援学校」を選ばざるを得ない状況が「社会的障壁」であり「差別」なのだ。もちろん支援教育を全否定するつもりはないが、自然の姿として「インクルーシブ教育」が基本であり、子どもたちが

が互いに意識し合い、影響し合い、経験を重ねながら学校や地域もともに「共生の社会」へと成長していく。そして、その実現のために「社会的障壁」を除去することが教育行政の責務であり「解消法」の目的であり、子どもや親の意思を第一に考え、教育現場が子どもを迎える環境(設備、人的体制など)を整えることが求められている。

第一条は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく(中略)共生の社会を実現すること」と結んでいる。「解消法」が施行されたが、実効ある状況はこれからだ。そのために「行政の具体的な施策」を要求し「社会的障壁」を取り除くためのあらゆる実践やとりくみがされなければならない。

水平社宣言をひも解く

平井支部女性部学習会

平井支部女性部の一年間の活動のまとめが3月26日、平井福祉館でひらかれ、約25人が参加した。

11月に県連女性部と青年部の主催で大阪人権博物館館長の朝治武さんを講師に「水平社宣言」の学習会での内容を、女性部役員、野入加織さんがまとめてわかりやすく講演した。

水平社宣言は、被差別者みずから主張したもつとも早い宣言・綱領で、世界



茶がゆと洋食焼きで歓談

的にみても重要な文章である。また、全国水平社創立大会には全国から700人、1000人が結集したとされているが、京都にある崇仁小学校、水平社博物館、法政大学大原社会問題研究所が保管している3点しか現存していない。内容を読むと『男らしき産業的殉教者』とあるが、男らしきというジェンダーの視点に欠く箇所が多数あるが、歴史的背景を理解し原文のママ理解し読むべき。また、宣言には「人間」という言葉が10回も出てくる。これは、部落を恥じない、卑下しない、誇るといふ人間主義を表している。さらに、エタというカタカナの右側に「〇〇」という強調が記されている

石川さんの無罪をかちとろう

拡大全国狭山活動者会議

拡大全国狭山活動者会議・狭山住民の会全国交流会が4月5日、中央本部(東京)でひらかれ、松井青年部長と事務局が参加した。

はじめに、組坂繁之・中央執行委員長が「交流会に全国各地から日常的に狭山の再審をめざして活動される参加者に心から敬意を表する」とあいさつした。

つづいて、石川一雄さん・早智子さんから「狭山活動者会議に多くの人たちがご参加いただき誠にありがとうございます。是非、狭山事件ではこの三次こそ最後の裁判になるということをみなさまに強調して、また、ご支援・ご指導を訴え、さらにもなさまの発奮を心からお願ひして私の決意とさせていただきます」とあいさつした。つづいて、中山武敏・狭山再審弁護団主任弁護士から「この間の三者協議と今後の課題」について、中北龍太郎・同弁護団

が、これは江戸時代の差別された穢多ではなく、歴史的存在という意味があるなど、宣言に記された多くの背景をひも解いていった。

そのあと、洋食焼きと茶粥をみんなで食べながら団らんした。「平井では洋食焼きと茶粥という組合せなんよ。茶粥は米がほとんど入ってなくてお茶替わりだね」と話してくれた。

支局からのお知らせ



お気軽にお電話を!

和歌山支局では、各支部でのとりくみを積極的に紹介していきたいと思ひます。支部活動や子ども会活動など、支局までお知らせいただければ、取材に走ります。もちろん、投稿記事も大歓迎! 写真を添えて支局までお送り下さい。(発送先) 〒640-8314 和歌山市神前405-3 部落解放同盟連合会内 解放新聞和歌山支局宛